

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成25年6月14日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) イオンタウン釜石 釜石市港町二丁目51番41
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 イオンタウン株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 イオンスーパーセンター株式会社
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年1月31日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 17,394平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 1,169台
 - イ 出入口 9か所
- (7) 駐輪場の収容台数 497台
- (8) 荷さばき施設の面積 126平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 140立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前7時
 - イ 閉店時刻 午後11時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後11時30分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前0時から午後12時まで

2 届出年月日 平成25年5月30日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び釜石市役所